

■令和7年度第3回（第344回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和7年8月26日（火） 午後2時55分～午後3時15分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、新屋副市長、教育長、水道事業管理者
都市戦略本部長、総務局長、財政局長、子ども未来局長、総合政策監

【議 題】 「さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（案）」について

＜ 提案説明 ＞

「さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（案）」について、子ども未来局より次のとおり説明があった。

- ・ 待機児童の早期解消のため、令和6年度から放課後子ども居場所事業のモデル事業を実施し、その検証結果を踏まえて、これからの放課後児童対策として新たに基本方針を定める必要がある。
- ・ そこで本年9月議会における報告に向けて、基本方針（案）を付議するもの。
- ・ 特に、令和6年8月の戦略会議に基本方針（素案）を付議した際、居場所事業の導入による民設クラブへの影響を詳細に分析し、必要な支援策を検討するよう指示があったことを受け、支援策の内容について確認するもの。
- ・ モデル事業の検証結果として、令和6年度に居場所事業を4校で導入し、待機児童数は299人と前年比で34人減少。令和7年度は全13校で実施し、待機児童は196人と前年比で103人減少。事業導入により、待機児童の解消に多大な効果があった。また夏休みのみの利用といった利用ニーズへの対応もできた。
- ・ 利用者アンケートを取ったところ、居場所事業及び居場所事業を導入した学区の民設クラブの満足度がどちらも高いという結果となったため、今後も児童や保護者が希望する放課後の受け皿を選択できるようにしていく必要がある。
- ・ 民設クラブへの入室児童数に対する居場所事業導入の影響について、特に令和7年度においてはすべての学区で入室児童数が減少し、10人以上減少したクラブがほとんどであるという結果となった。
- ・ 以上のことから、居場所事業導入によって民設クラブの入室児童数が減少することは不可避と判断し、さらに入室児童数が減少したクラブでは、保護者からの利用料減少、市からの委託料収入減少、クラブで働く人員余剰による支出超過、また、クラブの統廃合による施設の余剰といった影響が出るものと考え、民設クラブの運営支援について基本方針（案）に追加したい。
- ・ 民設クラブ運営継続のための支援として、居場所事業導入初年度分について、入室児童数減少に伴う利用料及び委託料の減収分を支援すること、導入から3年以内に関し、継続するクラブと統合する際に生じる賃借物件の原状回復費用や、施設規模を縮小するために移転する場合の費用を補助することとする。

- ・ 今後のスケジュールとして、９月議会において、子ども文教委員会に基本方針（案）を報告し、令和８年１月にパブリックコメントを実施。２月議会において令和８年度当初予算案を提出し、議決後、３月に基本方針として確定したい。

＜ 意 見 等 ＞

- ・ 公設放課後児童クラブを減らして放課後子ども居場所事業を導入しているが、待機児童の解消の効果について、待機児童の状況と導入する学校との関係がわかりづらいという声が一部から上がっている。
→居場所事業を導入する学区の選定基準や、導入による待機児童解消の効果について適切に整理し、各方面へ丁寧な説明を行っていきたい。
- ・ 民設放課後児童クラブを運営していた事業者からの放課後子ども居場所事業に参入希望はあるか。担い手不足の問題があるため、そういった希望は配慮する必要がある。
→民設クラブ運営事業者から、居場所事業に参入を考えているという話は聞いている。本事業の担い手確保に向けて、効果的な取組を検討し、行っていききたい。

＜ 結 果 ＞

子ども未来局発議のさいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（案）について、原案のとおり了承とする。

ただし、以下の点に留意すること。

- ・ 放課後子ども居場所事業を導入する学区を選定する際の考え方や、本事業の導入による待機児童解消の効果について、適切に整理の上、各方面への対外的説明を丁寧に行うこと。
- ・ 本事業の担い手の持続性確保の観点から、従前の民設放課後児童クラブの運営業者に本事業への参入を働きかけるなど、様々な取組を行うこと。

＜ 会 議 資 料 ＞

- ・ 「さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（案）」について